

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特措置法施行令案参照条文

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○財務省組織令（平成十二年政令第百五十号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・5

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他の政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

ロ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他の政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

二 船舶 軍艦等（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下この号において同じ。）以外の船舶であつて、軍艦等に警護されていないものをいう。

三 船長等 船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。

四 日本船舶 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。

（検査）

第三条 海上保安庁長官は、我が国の内水にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、

海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

- 一 検査のため当該船舶の進行を停止させること。
- 二 当該船舶に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問すること。
- 三 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去すること。
- 四 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。

2 海上保安庁長官は、我が国の領海又は公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

- 一 船長等に、検査のため当該船舶の進行を停止するよう求めること。
- 二 船長等の承諾を得て、前項第二号又は第三号に掲げる措置をとること。
- 三 検査のため必要な限度において、船長等の承諾を得て貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう求めること。

3 税関長は、我が国の港にある船舶又は我が国の空港にある航空機（軍用機及び各国政府が所有し又は運航する航空機であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。以下同じ。）が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、次に掲げる措置をとらせることができる。

- 一 当該船舶若しくは当該航空機に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶若しくは当該航空機の乗組員その他の関係者に質問すること。
- 二 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去すること。
- 三 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長若しくはこれに代わつてその職務を行う者（次条第二項において「機長等」という。）に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。

4 税関長は、保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいい、同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定し

た場所を含む。次条第二項において同じ。）に置かれている貨物のうちに北朝鮮特定貨物があると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、貨物、書類その他の物件を検査させ、所有者、占有者、管理者その他の関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去させることができる。

5 海上保安官及び税関職員は、前各項の規定による検査をするときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(提出命令)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等に対し、その提出を命ずることができる。海上保安官が海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）その他のこの法律以外の法律の規定による立入検査の結果、船舶において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該海上保安官からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

2 税関長は、前条第三項又は第四項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長等又は当該北朝鮮特定貨物の所有者若しくは占有者に対し、その提出を命ずることができる。税関職員が関税法第百五条の規定による検査の結果、船舶、航空機又は保税地域において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該税関職員からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

(保管)

第五条 海上保安庁長官又は税関長は、前条の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物（以下この条において「提出貨物」という。）を保管するものとする。

2 海上保安庁長官又は税関長は、前項の規定により提出貨物を保管したときは、当該提出貨物の内容その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告するものとする。この場合において、当該提出貨物の所有者及びその所在が判明しているときは、その者に当該公告に係る事項を通知するものとする。

3 海上保安庁長官又は税関長は、第一項の規定により提出貨物を保管した場合において、次のいずれかに該当することとなったときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

- 一 当該提出貨物が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める物資に該当しなくなったとき。
 - イ 第二条第一号イに係る提出貨物 同号イに規定する政令で定める物資
 - ロ 第二条第一号ロに係る提出貨物 同号ロに規定する政令で定める物資
- 二 当該提出貨物（第二条第一号イに係るものに限る。）について、その所有者又は提出者から、国土交通省令・財務省令で定める北朝鮮への輸出を防止するための措置を講じた上で、返還の申出があったとき。
- 4 第二項の規定は、前項第一号に規定する場合について準用する。この場合において、第二項中「当該提出貨物の内容」とあるのは、「当該提出貨物について次項第一号に該当することとなったこと」と読み替えるものとする。
- 5 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第三項に規定する生物兵器若しくは同条第四項に規定する毒素兵器又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する化学兵器に該当するときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物を廃棄しなければならない。
- 6 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が次のいずれかに該当するときは（第二号に該当する場合にあっては、第二項の規定による公告をした日から起算して三月を経過した日以後）、政令で定めるところにより、これを売却することができる。
 - 一 滅失し、又は毀損^きするおそれがあるとき。
 - 二 その保管に過大な費用又は手数を要するとき。
- 7 前項の規定による売却（以下この条において単に「売却」という。）による代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 8 売却をしたときは、当該提出貨物の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該提出貨物とみなす。
- 9 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が第六項各号のいずれかに該当する場合において、売却につき買受人がないとき又は売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物について廃棄その他の処分をすることができる。
- 10 第三項第一号に該当することとなった場合において、第四項において準用する第二項の規定による公告をした日から起算して一年を経過してもなお提出貨物の返還を受けるべき者若しくはその者の所在が判明しないこと又はその者が提出貨物の引取りを

- しないことにより提出貨物を返還することができないときは、当該提出貨物の所有権は、国に帰属する。
- 11 前各項に規定するもののほか、提出貨物の保管及び売却、廃棄その他の処分に関して必要な事項は、国土交通省令・財務省令で定める。

○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）

（関税局の所掌事務）

第六条 関税局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
- 二 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収に関すること。
- 三 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- 四 保税制度の運営に関すること。
- 五 通関業の監督及び通関士に関すること。
- 六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 七 税関統計に関すること。
- 八 税関職員の教養及び訓練に関すること。
- 九 関税・外国為替等審議会関税分科会の庶務に関すること。

（総務課の所掌事務）

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、六 （略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、関税局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(監視課の所掌事務)

第四十二条 監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること（業務課及び調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税及び貨物割の賦課及び徴収に関すること（次条第二号、第三号、第五号及び第七号に掲げる事務並びに調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 開港及び税関空港に関すること。
- 四 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）に規定する製造工場に関すること。
- 五 コンテナーに関する通関条約の実施に関すること。
- 六 保税制度の運営に関すること。

附 則

(関税局の所掌事務の特例)

第二条の二 関税局は、第六条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第三条第十七号中「造幣局分科会」とあるのは、「通関情報処理センター分科会、造幣局分科会」とする。

(関税局総務課の所掌事務の特例)

第四条の三 関税局総務課は、第三十八条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、附則第二条の二前段に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第十六号中「造幣局分科会」とあるのは、「通関情報処理センター分科会、造幣局分科会」とする。